



誰でも簡単に稼げる！？ネットでのもうけ話に注意……P 1
男性も増加！脱毛エステのトラブル …………… P 2

編集・発行 板橋区消費者センター

誰でも簡単に稼げる！？ネットでのもうけ話に注意

お金もうけのノウハウと称してインターネット等で取引される情報商材^(※1)や、「相談に乗るだけで報酬がもらえる」など、簡単に高額収入を得られるというもうけ話に関する相談が寄せられています。

※1 情報商材とは、インターネット通販で販売される、副業・投資やギャンブル等で大金を稼げるとするマニュアル等を指す。

相談事例

SNSから、簡単に稼げるというサイトにアクセスした。「1週間に1回5分の作業をするだけで誰でも簡単に稼げる」と説明があり、個人情報登録した。同様のサイト二つにそれぞれ約2万円ずつデビットカードで支払った。塾費用を稼ぎたいと思い、マニュアル通りにやってみたが収入を得ることはできなかった。

(相談者：高校生)



トラブルを未然に防ぐためのひとことアドバイス

- 簡単にお金を稼ぐ方法と称する情報がインターネットで販売されており、中学生や高校生からも相談が寄せられています。
- 副業サイトや SNSなどで「誰でも簡単に稼げる」などと説明されますが、楽に稼げるうまい話はありません。
- 広告や説明と違って情報の内容に価値がない、収入が得られないという相談がみられます。情報商材は購入するまで内容を確認することはできません。安易な購入はやめましょう。
- 未成年の契約は、取り消しができるケースもあります。

参考：国民生活センター子どもサポート情報第162号

商品の購入や契約など消費生活にかかわる相談を無料で受け付けています。

板橋区消費者センター

☎ **03-3962-3511** (相談専用)

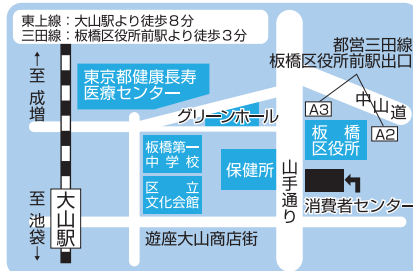
〈受付時間〉月曜～金曜 9:00～16:30 (祝日・年末年始を除く)

〒173-0004 板橋区板橋2-65-6 板橋区情報処理センター7階

消費生活ホットライン ☎ (局番なし) **188**

お近くの消費生活相談窓口につながります

まずはお電話を！



男性も増加！脱毛エステのトラブル

全国の消費者センターには脱毛エステについての相談が多く寄せられています。契約当事者の年代をみると、10～20歳代の割合が高く、性別では女性が多いものの2020年度からは男性からの相談も増加しています。

相談事例 1

「ひげ脱毛が月額約1,000円」という広告を見て、エステサロンでそのコースを希望したが、約50万円のコースを勧められ、「納得いく脱毛をする場合は、これぐらいの料金がかかる」と言われ、契約してしまった。学生のため支払っていくことが難しく、クーリング・オフしたい。(相談者 20歳代学生)



相談事例 2

脱毛エステの体験に行き、担当者から契約を勧められた。自分は体験だけのつもりだと断ったが、「信販会社からハガキが届いたときに解約すれば費用なしで解約できる」と強引に勧誘され、契約してしまった。はがきが届いたため、エステ店に連絡すると、「クーリング・オフ期間が過ぎているため、解約には手数料がかかる」と言われた。担当者の説明と違うため納得できない。(相談者 20歳代学生)

トラブルを未然に防ぐためのひとことアドバイス

- 「お試し施術」「月額〇〇〇円」など低価格の広告をうのみにしない。
- 強引に契約を迫られてもきっぱりと断る。
- クーリング・オフできる場合があります。

成年年齢引下げにより、18歳・19歳でも一人で契約できる反面、未成年であることを理由に契約を一方的にやめることはできなくなりました。契約は慎重にしましょう。

参考：国民生活センター報道発表資料

エシカル消費

「デジタル絵本で読み聞かせ」

消費者庁では、幼児向けに、食品ロス削減をテーマにしたデジタル絵本「かいじゅうステップ SDGs 大作戦、たべものかいじゅうあらわる!？」を作成しています。ご家庭や幼稚園等において、読み聞かせにご活用ください。



消費者庁ホームページ <https://www.no-foodloss.caa.go.jp/index.html#ank2> 【2次元コード】

板橋区消費者センター公式ツイッターのご案内



板橋区消費者センターは消費者トラブルの情報など暮らしに役立つ情報をツイッターでタイムリーに発信していますのでフォローよろしくお願いします。下記の「2次元コード」または「URL」からツイッターをご覧ください。

公式アカウント shohi_itabashi

【URL】 https://twitter.com/shohi_itabashi

【2次元コード】

